

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年11月27日認可した。

令和元年12月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）源田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）天神下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一本木地区
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柳の鼻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）土居股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北浦地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青木宿地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三井馬場地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥白方大片山地区